

平成 29 年度岩手県患者受療行動調査実施要領（案）

（目的）

第 1 この要領は、岩手県内の病院及び一般診療所（特定の者を対象とする医務室（自衛隊、企業、特別養護老人ホーム等に設置された医務室）及び保健所を除く。）（以下「医療機関」という。）を利用する患者の人数を把握するとともに、傷病及び受療の状況等を明らかにするため、平成 29 年度岩手県患者調査（以下「調査」という。）を実施し、県内の保健医療に関する基礎資料を得ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 調査の実施主体は、岩手県とする。

（調査対象）

第 3 調査の対象は、平成 29 年 4 月 1 日現在で開設している岩手県内の医療機関を利用する患者のすべてを対象とする。

（調査の期日及び時間）

第 4 調査の期日は、平成 29 年 6 月 14 日（水）とする。

2 調査の時間は、前項に規定する日の午前 0 時から翌日午前 0 時までとする。

（調査項目）

第 5 調査の項目は、患者の性別、出生年、患者居住地、入院・外来の種別、疾病分類、診療科名、紹介の有無、病床種別等とする。

（調査方法）

第 6 調査の方法は、医療機関の管理者等が別添の調査票に記入する方式とし、調査票等の配布は、郵送によるものとする。

（調査票の回収）

第 7 調査票の回収は、岩手県が平成 29 年 7 月 18 日（火）までに行うこととし、その方法は、原則として電子メールによることとする。なお、電子メールが使用できない場合や医療機関が希望する場合は、郵送による提出も可とする。